○上尾伊奈資源循環組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

令和５年４月１２日条例第２９号

上尾伊奈資源循環組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条第４項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し定めるものとする。

（懲戒の手続）

第２条　戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（減給の効果）

第３条　減給は、１日以上６月以下の期間、その発令の日に受ける給料月額の１０分の１以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（停職の効果）

第４条　停職の期間は、１日以上６月以下とする。

２　停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

３　停職者は、停職の期間中、いかなる給与又は報酬も支給されない。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。